

宮 城 地 方 最 低 賃 金 審 議 会  
宮 城 県 鉄 鋼 業 最 低 賃 金 専 門 部 会 ( 第 1 回 ) 議 事 要 旨

開 催 日 時	令和3年10月 4日(月)	午後2時00分 ~ 午後4時00分
出 席 状 況	公益を代表する委員	出席3名 定数3名
	労働者を代表する委員	出席3名 定数3名
	使用者を代表する委員	出席3名 定数3名
主 要 議 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 部会長及び部会長代理の選出について</li> <li>(2) 宮城県鉄鋼業最低賃金専門部会運営規程について</li> <li>(3) 宮城県鉄鋼業最低賃金専門部会の公開について</li> <li>(4) 最低賃金法第25条に係る関係者からの意見聴取の取扱いについて</li> <li>(5) 関係資料の説明について</li> <li>(6) 金額審議に当たっての労使の基本的な主張について</li> <li>(7) 金額審議について</li> <li>(8) その他</li> </ul>	
議 事 要 旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 部会長及び部会長代理の選出について 部会長に熊谷委員、部会長代理に内藤委員が選出された。</li> <li>(2) 宮城県鉄鋼業最低賃金専門部会運営規程について 案のとおりとすること、施行年月日は本年10月4日とすることで、了承を得た。</li> <li>(3) 宮城県鉄鋼業最低賃金専門部会の公開について 金額審議と議決に関する部分は非公開とし、代わりに議事要旨を作成することとした。審議資料は、原則公開とした。</li> <li>(4) 最低賃金法第25条に係る関係者からの意見聴取の取扱いについて 最低賃金法第25条第5項に係る意見の提出は、なかった旨報告された。また、最低賃金法第25条第6項に係る関係者からの意見聴取は、審議の過程で必要と認められた場合は、その時判断することとされた。</li> <li>(5) 関係資料の説明について 資料に基づき、説明がなされた。</li> <li>(6) 金額審議に当たっての労使の基本的な主張について 労働者代表委員より、 ワクチン接種が進み、徐々に経済の回復が期待される中、産業の将来を見据えた人材の確保が必要。地域最賃を上回る魅力ある特定最低賃金としての金額引上げが必要である旨の主張があった。 使用者代表委員からは、 鉄鋼市場はゆるやかな回復傾向にあるが、中小企業は売り上げを減少させているところもあり厳しい状況が続いている。鉄鋼業で働く労働者は専門性が高く、高い技術力を持っており、地域別最低賃金より高い水準の最低賃金が必要であるが、中小企業の経営状況を踏まえながら最低賃金の水準を設定すべきである旨の主張があった。</li> </ul>	

(7) 金額審議について

○労働者側より41円引上げの提示。

根拠は、最も低い労働協約の最低賃金1,049円への到達をめざしており、その格差124円を3年間で解消するため。

○使側より持ち帰り次回提示したい。

(8) その他

事務局より、第2回目以降の審議日程について説明があった。